

令和2年度 浜松市児童相談所の相談統計について

1 相談種類別対応件数

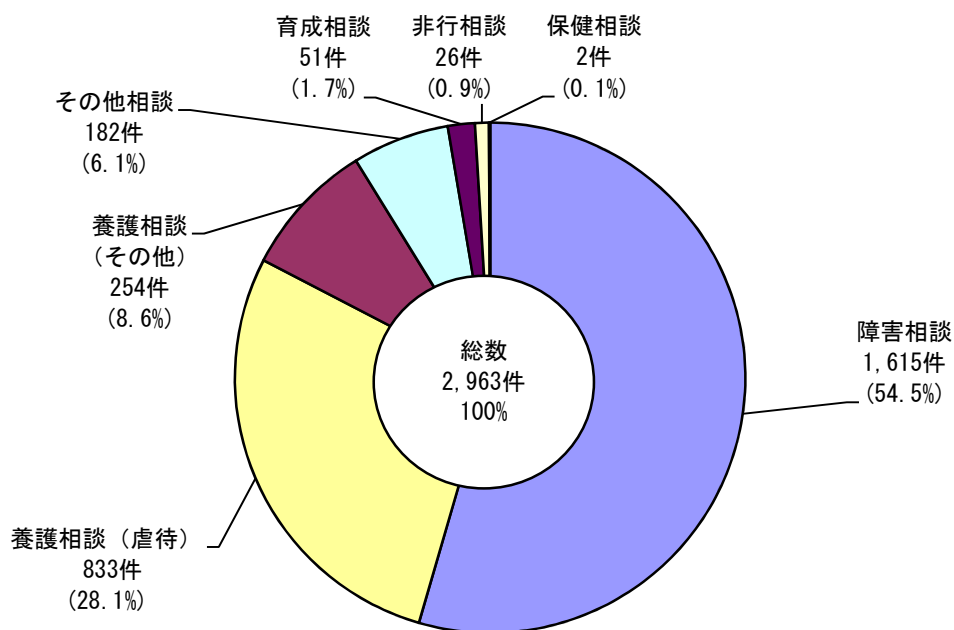
令和2年度の相談対応件数は2,963件で、令和元年度の2,790件と比べ、173件の増でした。また、種類別にみると、障害相談が1,615件(54.5%)と最も多く、次いで養護相談の虐待が833件(28.1%)、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)が254件(8.6%)でした。

【表1】 (単位:件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
R2年度	833	254	2	1,615	26	51	182	2,963
R元年度	764	178	1	1,751	19	70	7	2,790
増減	69	76	1	△136	7	△19	175	173

※「その他相談」の増加は、R2年度より警察からの情報照会(178件)を件数として計上したためです。

【図1】 令和2年度相談種類別対応件数



2 虐待対応の状況

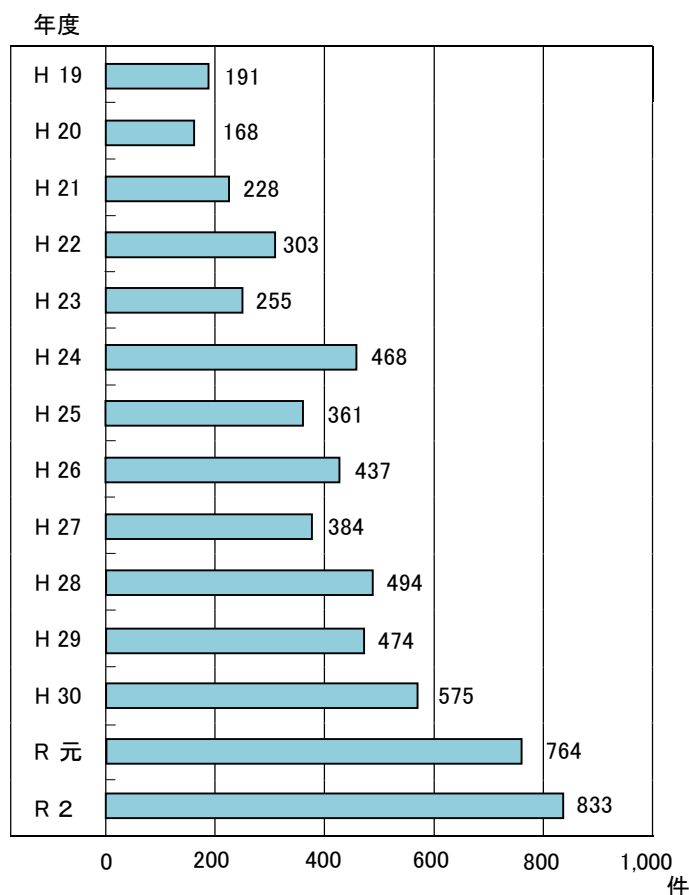
(1) 虐待対応件数の推移

令和2年度の虐待対応件数は833件で、前年度に比べ69件の増でした。浜松市児童相談所設置以降、過去最多となっています。

【表2】 (単位:件)

	全 国	静岡県	浜松市
H 19 年度	40,639	871	191
H 20 年度	42,664	872	168
H 21 年度	44,211	1,107	228
H 22 年度	56,384	1,383	303
H 23 年度	59,919	1,435	255
H 24 年度	66,701	1,641	468
H 25 年度	73,802	1,725	361
H 26 年度	88,931	2,132	437
H 27 年度	103,286	2,205	384
H 28 年度	122,575	2,496	494
H 29 年度	133,778	2,368	474
H 30 年度	159,838	2,911	575
R 元 年度	193,780	3,461	764
R 2 年度	集計中	集計中	833

【図2】 浜松市児童相談所における虐待対応件数の推移



※ 静岡県には政令市(静岡市、浜松市の件数)を含む。

(2) 虐待対応の経路

虐待対応の相談経路では、警察が341件と最も多く、次いで近隣・知人が200件の順でした。

【表3】 (単位:件)

	管外児童相談所	福祉事務所	警察	医療機関	学校等	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R 2 年度	38	49	341	13	83	54	200	55	833
R 元年度	65	48	244	17	84	85	177	44	764
増 減	△27	1	97	△4	△1	△31	23	11	69

(3) 虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、心理的虐待が 449 件(53.9%)と多く、次いで身体的虐待が 245 件(29.4%)、ネグレクトが 130 件(15.6%)、性的虐待が 9 件(1.1%)でした。

【表 4】

(単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R 2 年度	245 (29.4%)	449 (53.9%)	130 (15.6%)	9 (1.1%)	833 (100.0%)
R 元年度	211 (27.6%)	378 (49.5%)	153 (20.0%)	22 (2.9%)	764 (100.0%)
増 減	34	71	△23	△13	69

(4) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 315 件(37.8%)、3 歳から学齢前が 176 件(21.1%)、3 歳未満が 170 件(20.4%)、中学生が 116 件(13.9%)の順でした。

【表 5】

(単位:件)

	0 歳～ 3 歳未満	3 歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
R 2 年度	170 (20.4%)	176 (21.1%)	315 (37.8%)	116 (13.9%)	56 (6.7%)	833 (100.0%)
R 元年度	133 (17.4%)	183 (24.0%)	279 (36.5%)	93 (12.2%)	76 (9.9%)	764 (100.0%)
増 減	37	△7	36	23	△20	69

※構成比は、合計が 100%にならない場合があります。

(5) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 491 件(58.9%)、次いで実父の 269 件(32.3%)でした。

【表 6】

(単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
R 2 年度	491 (58.9%)	269 (32.3%)	4 (0.5%)	48 (5.8%)	21 (2.5%)	833 (100.0%)
R 元年度	419 (54.8%)	284 (37.2%)	6 (0.8%)	45 (5.9%)	10 (1.3%)	764 (100.0%)
増 減	72	△15	△2	3	11	69

(6) 対応種類別件数

最も多いのは継続指導の 677 件であり、全体の 81.3%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 139 件(16.7%)でした。

【表 7】

(単位:件)

	短期で 終わる 指導	児童 相談所の 継続指導	児童福祉 施設入所 措置	家庭児童 相談室の 継続指導	里親等 委託	その他	計
R 2 年度	139 (16.7%)	677 (81.3%)	4 (0.5%)	9 (1.1%)	2 (0.2%)	2 (0.2%)	833 (100.0%)
R 元年度	109 (14.3%)	634 (83.0%)	10 (1.3%)	6 (0.8%)	4 (0.5%)	1 (0.1%)	764 (100.0%)
増 減	30	43	△6	3	△2	1	69

3 一時保護の状況

一時保護は、保護者の不在、虐待等による緊急保護や行動観察等が必要な場合に行われます。

一時保護所での一時保護は 162 件、延日数 5,482 日で、その内、虐待による件数は 113 件でした。

また、一時保護所以外に里親、児童養護施設、障害児施設などへ一時保護をする一時保護委託は 71 件、延日数 1,261 日で、その内、虐待による件数は 38 件でした。

【表 8】

(単位:件/日)

		虐 待	その他	計	平均
一時保護所	件 数	113	49	162	
	延日数	3,907	1,575	5,482	33.8
一時保護委託	件 数	38	33	71	
	延日数	601	660	1,261	17.8
計	件 数	151	82	233	
	延日数	4,508	2,235	6,743	28.9